



会見・報道・お知らせ

法務省の概要

試験・資格・採用

政策・審議会等

申請・手続・相談窓口

白書・統計・資料

検索

[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [組織案内](#) > [内部部局](#) > [民事局](#) > 戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)

## 戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)

令和5年11月24日  
法務省民事局

**【令和6年3月1日施行】**  
**戸籍制度が利用しやすくなります！**

### 現 状



本籍地市区町村  
(約1900の市区町村あり)

①戸籍証明書等を請求  
②戸籍証明書等の交付



申請人

③申請



申請先機関

※手続によっては、複数の戸籍証明書等を提出する必要がある

申請書

+

戸籍証明書等  
(紙)

### 課題

- 各市区町村で個別にシステムを構築しており、相互に連携できない
- 国民にとって、戸籍証明書等を本籍地の市区町村に個別に請求する手間が発生する

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行され、以下のことができるようになります。

**令和6年3月1日開始**

戸籍謄本等の広域交付

戸籍届出時における戸籍証明書等の  
添付負担の軽減



検索

今後さらに便利に

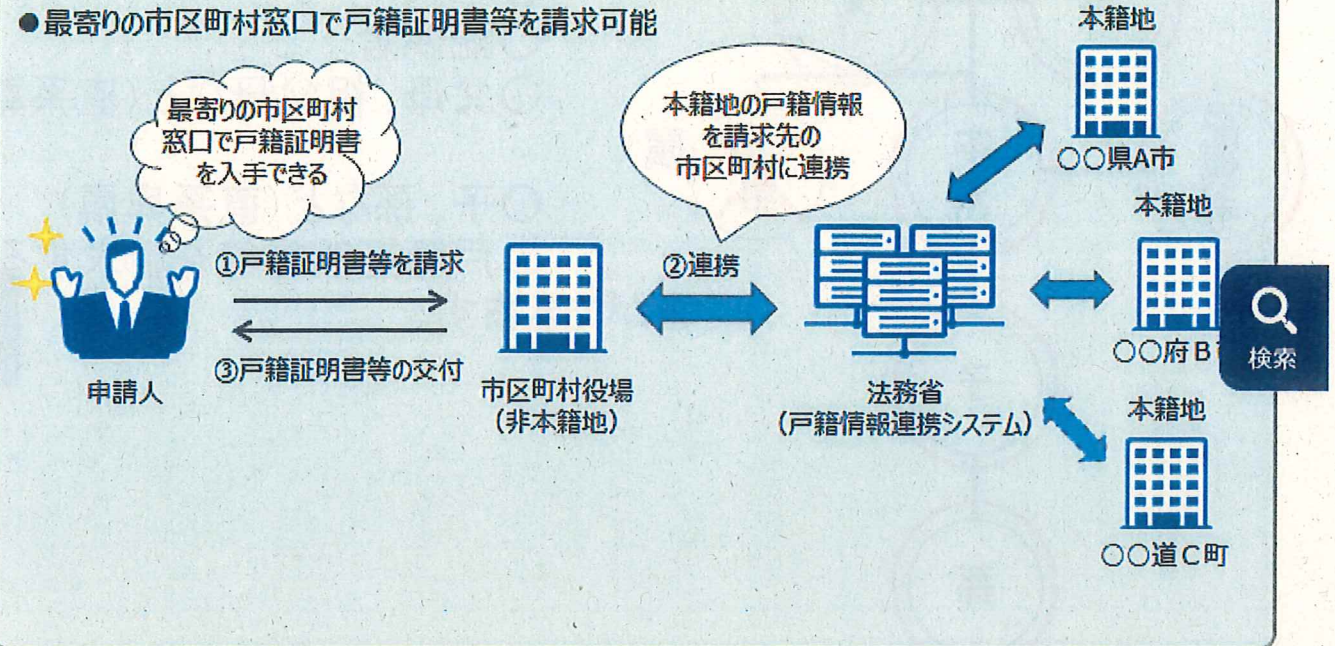
マイナンバー制度の活用による  
戸籍証明書等の添付省略

戸籍電子証明書の活用による  
戸籍証明書等の添付省略

令和6年3月1日から

## 1. 戸籍証明書等の広域交付

- 最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能



## 広域交付制度とは

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります（広域交付）。

これによって、

**【どこでも】**

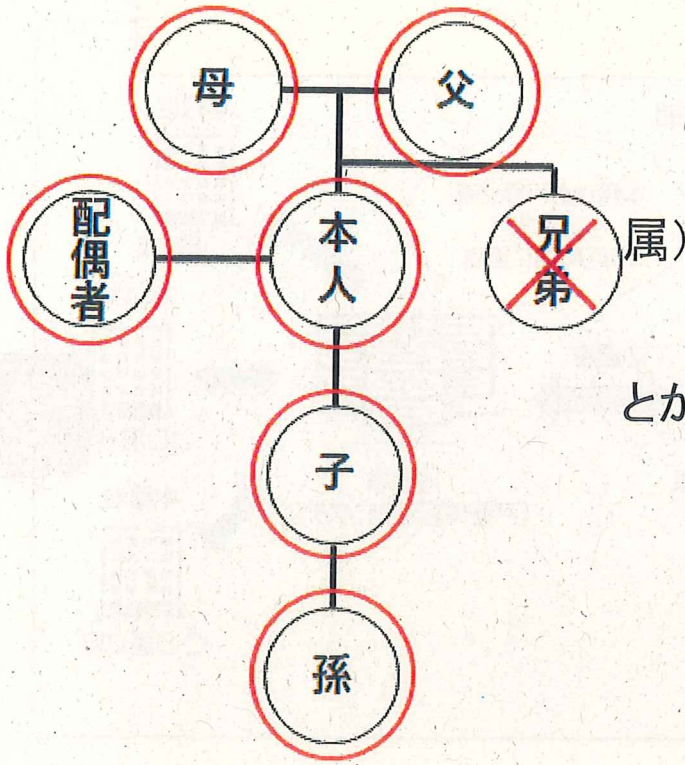
本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

**【まとめて】**

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

- ※ コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
- ※ 一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

## 広域交付で戸籍証明書等を 請求できる方



- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など(直系尊

○子、孫など(直系卑属)

の戸籍証明書等を請求することが  
できます。



## ご利用に当たっての 注意事項

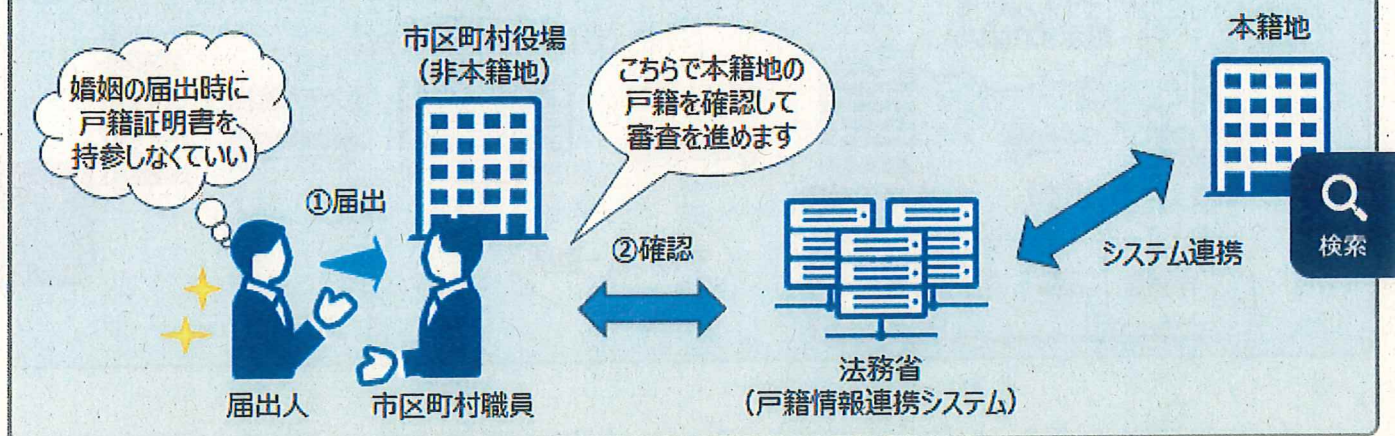
- 戸籍証明書等を請求できる方(上記参照)が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- 窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート など

令和6年3月1日から

## 2. 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

### ● 戸籍の届出時（婚姻届等）



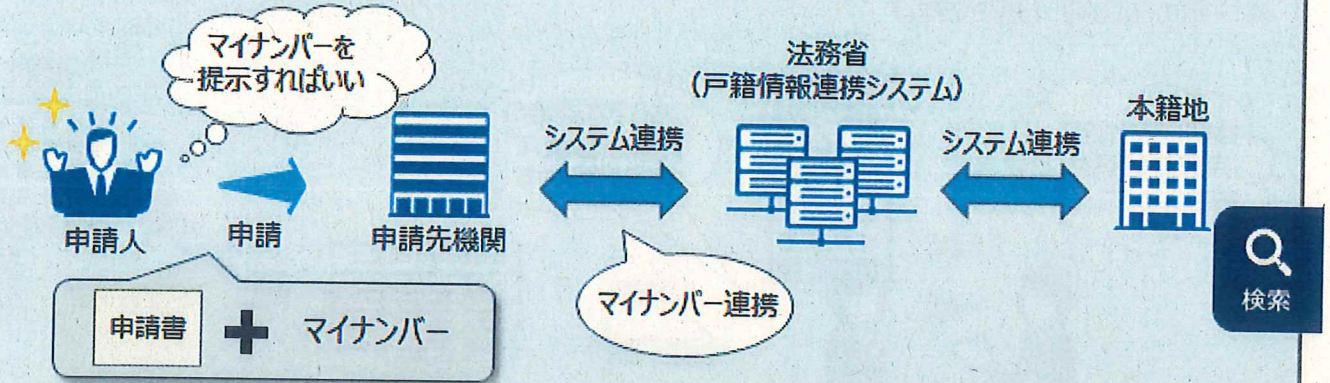
例えば、新婚旅行先の市区町村の窓口に婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村の窓口に戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができますようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

**今後予定**

戸籍証明書等の添付が省略となる時期等については、手続により異なります。

### 3. マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略

#### ●申請手続（児童扶養手当認定請求等）



例えば、児童扶養手当認定手続において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報（マイナンバーの提示を受けた者に関する親子関係、婚姻関係等の情報）を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となります。

## 今後予定

戸籍証明書等の添付が省略となる時期等については、随時、このページでご案内いたします。

### 4. 戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略

#### ●申請手続（旅券発給申請等）

